

平成23年度事業計画（重点事項）

1 全国的な動きへの対応

（1）廃棄物処理法等への対応について

本年4月に施行された改正廃棄物処理法の要点は、以下のとおりである。

- 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化
- 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化
- 不法投棄等に対策罰則の強化
- 廃棄物処理業の優良化の推進
- 適正な循環的利用の確保

この法改正等に的確に対応するために会員の実務者を対象に研修会の開催、印刷物の作成、協会HPへの掲載等により周知徹底を図ることとする。

（2）地球温暖化対策のための環境対策について

温室効果ガス排出削減対策について研修会や関係部会を通じて会員企業に周知し、次の取組みを推進する。

CO₂マイナスプロジェクト

（社）全国産業廃棄物連合会では、地球温暖化防止対策のため業界をあげてCO₂削減という環境貢献保全活動に取り組むこととし、青年部会を中心にCO₂マイナスプロジェクトを推進している。

当協会としても、昨年度、多くの協会員がこのプロジェクトにエントリーし、エントリー率は全国第一位、地域別エリアでも九州が第一位になったところである。

引き続き、実施可能な温室効果ガス削減への取り組みを呼びかけていくこととする。

新エネルギー・省エネルギー対策等

熊本県は、ソーラー産業の拡大及び太陽光発電システムの普及を図ることによる環境立県くまもとの実現を目指し、日本の新エネルギー・環境対策を進めている。

本協会も、これに呼応し、太陽光発電システムの導入やLED照明の普及促進について検討を進める。

（3）優良産廃処理業者認定制度について

これまでの優良性評価制度のインセンティブが不十分である等の指摘を踏まえ、今回の法改正では、優良な産業廃棄物処理業者について許可の有効期間（5年7年）を延長する特例が創設されるなど、産業廃棄物処理業の優良化を一層推進するため、名称も優良産廃処理業者認定制度に変更された。

これを受け、新しい制度について、啓発・説明会等を行う。

（4）電子マニフェストの普及促進

国では、産業廃棄物適正処理の推進のため、マニフェストの電子化を強力に推進し、平成22年度までに50%の普及率を目指してきたが、現在約23%と、

目標の半分以下に止まっている状況にある。

昨年度までは、電子マニフェスト導入研修会を開催するとともに、電子マニフェストを利用した場合の熊本県への報告のあり方等について、熊本県と協議を進めてきた。

今年度は、導入方法や操作方法等について、電子マニフェストシステムの説明ができるインストラクタを養成し、普及のカギとなる排出事業者等に電子マニフェストの操作を体験してもらうなど、更なる電子マニフェストの普及促進を図ることとする。

(5) 「リスクアセスメント」の推進

産業廃棄物処理業における労働災害は、全産業と比較すると6倍以上の発生頻度となっており、場合によっては事故の原因が企業の重大な過失であった場合など廃棄物処理法上の欠格要件に抵触することもあり得る。

このため、職場の危険箇所等を事前に洗い出し、対策を考える「リスクアセスメント」の実施を推進することとし、(社)全国産業廃棄物連合会の支援等を受け、研修会等を開催する。

(6) 公益法人制度改革への対応について

現在の社団法人は平成25年11月末までに「公益社団法人」若しくは「一般社団法人」へ移行しなければならないこととなっており、当協会の上部団体である(社)全国産業廃棄物連合会は今年度から公益社団法人としてスタートしたところである。

当協会においては、財務状況等から、公益法人認定基準に満たない状況にある。このことを踏まえ、当総会において、非営利型の一般社団法人へ移行することを提案し、決定されたら平成25年4月1日から新法人としてのスタートを目指し、準備を進めたい。

2 県の施策への対応

(1) 公共関与型産業廃棄物処理施設計画への対応

公共関与による管理型最終処分場を整備するために熊本県・市町村・民間団体等で構成する第三セクター方式の(財)熊本県環境整備事業団により、環境アセスメントが進められてきた。

今年3月には、南関町の町長、議会が処分場の建設受け入れを正式表明し、このことによって計画が大きく動き出すことが予想される。

熊本県は、平成25年度の供用開始を目標としているが、同事業団の理事に当協会長が就任しており、事業や運営の在り方等について、引き続き業界としての意見を主張していくこととする。

(2) 産業廃棄物税を原資とする事業について

平成17年度に導入された産業廃棄物税条例制定後5年目を迎え、産業廃棄物税を原資とする事業の在り方等について、平成21年度に県当局へ要望(助成制度の創設等)を行った結果、一部取り入れられたところである。

今後も引き続き、業界の意見・要望等を県当局と定期的に協議していくこととする。

- ・平成22年度（助成制度創設）：協会要望事項
産業廃棄物リサイクル施設等を整備する排出事業者及び処理業者
補助率：1/2以内
補助限度額：5百万円

(3) 災害廃棄物対策について（熊本県、熊本市及び市町村との連携）

熊本県との協定に基づく支援活動がより円滑に実施できるよう、具体的な事項について、市町村と実施細目の締結を進めてきたが、引き続き市町村との協議を行う。

(4) 不法投棄廃棄物対策について

協会では、これまでも支部を中心に不法投棄パトロールや不法投棄撤去事業を実施してきており、平成21度には、熊本県との間で不法投棄廃棄物の情報提供に関する協定を締結した。

また、平成22年度から熊本環境保全推進基金による助成事業が大幅に拡充され、各支部ではこれを活用した撤去事業を実施したが、本年度も引き続き、各地域の市町村とも十分に連携して、不法投棄対策に取り組んでいく。

3 産業廃棄物研究会

今後ますます複雑、多様化する産業廃棄物及び産業廃棄物業界が抱える諸問題について広い観点から意見交換等を行うため、熊本県議会議員、熊本市議会議員及び協会役員で構成する産廃研究会を開催する。

4 市町村合併への対応について

熊本県内においては、平成の大合併により市町村の数が半減したが、これにより支部の管轄地域にも影響を来し、各支部の構成会員数に変動が生じている。

また、経済情勢の低迷により協会員数も減少し、運営に支障が生じている支部も見受けられる。

この現状を踏まえ、支部の統合、合併の具体的な方向について関係支部及び本部とで協議を進める。

5 広報活動、情報公開の推進について

法改正や新法制定、産業廃棄物税条例及び熊本県産業廃棄物指導要綱、その他産廃処理業界に係る重要な事項について、協会ホームページや協会誌等による情報提供、パンフレット、パネル等による協会の紹介等を行うとともに、環境団体等が行う公益的事業に積極的に参加する。

6 研修会、講習会等の実施

毎年のように行われる廃棄物処理法の改正等に的確に対応し、循環型社会の形成に向けて企業の社会的責任「CSR：(Corporate Social Responsibility)」を全う

するには個々の廃棄物処理業者の更なる知識の向上が重要であり、実務者を対象とした各種研修会等を定期的を開催する。

7 組織の拡充について

協会の社団法人としての社会的存在感を高めるため広報媒体を活用するとともに協会本部、支部が協力して地域に即した支部活動の活性化を図るなど、基盤となる会員の更なる加入促進を図る。